

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 裁決取消請求控訴事件

国側当事者・国（国税不服審判所長）

平成26年1月15日棄却・上告

（第一審・さいたま地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年8月21日判決、本資料263号－256・順号12380）

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
裁決行政庁	国税不服審判所長 生野 考司
同指定代理人	伊藤 隆
同	吉本 健太
同	林 智彦
同	上村 正
同	水品 雅文

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

（前注）略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が控訴人に対して平成24年4月25日付けでした控訴人の審査請求を却下する旨の裁決（本件裁決）を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、佐野税務署長が平成23年10月25日付けでした本件配当処分が違法であるとして、控訴人が国税不服審判所長に対し本件審査請求をしたところ、本件審査請求を却下する旨の本件裁決がされたことから、控訴人が、被控訴人に対し、本件裁決が違法である旨主張して、その取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。

- 2 前提となる事実、本件に関する法令等の定め、争点及び争点に対する当事者の主張は、原判決の事実及び理由の第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決の事実及び理由の第

3 及び第4に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 坂井 満

裁判官 佐藤 美穂

裁判官 徳岡 治